

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月20日
【会社名】	株式会社ベクターホールディングス
【英訳名】	Vector HOLDINGS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩井 美和子
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園三丁目4番30号
【電話番号】	03-6304-5207
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園三丁目4番30号
【電話番号】	03-6304-5207
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 347,595,600円 (第14回新株予約権) その他の者に対する割当 17,537,778円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,477,693,978円 (注) 第14回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,633,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 新規発行株式(以下、「本新株式」という。)の発行は、2026年2月20日(以下、「発行決議日」という。)開催の当社取締役会決議によるものです。
2. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,633,300株	347,595,600	173,797,800
一般募集			
計(総発行株式)	2,633,300株	347,595,600	173,797,800

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、173,797,800円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
132	66	100株	2026年3月9日		2026年3月9日

- (注) 1. 本新株式の募集は、第三者割当の方法によります。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに本新株式に係る総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の割り当ては行われないことになります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ベクターホールディングス 広報・IR室	東京都港区芝公園三丁目 4 番30号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿西支店	東京都新宿区西新宿一丁目 6 番 1 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	236,997個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	17,537,778円
発行価格	新株予約権 1 個につき74円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.74円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 3 月 9 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ベクターホールディングス 広報・IR室 東京都港区芝公園三丁目 4 番30号
払込期日	2026年 3 月 9 日
割当日	2026年 3 月 9 日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 新宿西支店 東京都新宿区西新宿一丁目 6 番 1 号

- (注) 1. 第14回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といい、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本資金調達」という。)の発行は、2026年 2 月20日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る総数引受契約(以下、「本新株予約権総数引受契約」という。)並びに本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権総数引受契約及び本割当契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ベクターホールディングス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式23,699,700株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初146円(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当による場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当られる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,477,693,978円 (注) 全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権行使期間(別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年3月9日から2029年3月8日(但し、2029年3月8日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ベクターホールディングス 広報・IR室 東京都港区芝公園三丁目4番30号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新宿西支店 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日の翌日以降、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、書面による通知を当該取得日の1か月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。

	<p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1.「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生するものとします。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

4. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とするものとします。

(4) 当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書に基づく届出の効力発生後に、当社は、本新株予約権の行使期間最終日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得すること、割当予定先は、(a)当社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却できないこと、(b)本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、本新株予約権者又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却すること、当社は、(c)発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日までの期間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、割当予定先による事前の書面による承諾を要すること、(d)但し、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等(以下、「戦略的提携」といいます。)に関連して行う協議、交渉又は合意、若しくは公表については、(c)の制限は受けないこと、(e)当該戦略的提携に関する協議又は交渉を開始する場合、若しくは当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに割当予定先に通知すること等を規定する、本割当契約を締結する予定です。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,825,289,578	53,000,000	3,772,289,578

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(347,595,600円)及び本新株予約権の払込金額の総額(17,537,778円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(3,460,156,200円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本資金調達に関わる当社の事業アドバイザーである株式会社INSURE TECH INDUSTRIES(所在地：東京都千代田区内幸町一丁目2番1号、代表者：水野誠一、以下、「ITI社」といいます。)に対するアドバイザリー費用17百万円(本新株式払込金額に対して一定率)、新株予約権評価算定費用1百万円、登記関連費用27百万円、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、外部調査費用、株式事務手数料等その他諸費用として8百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料、アドバイザリー費用は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

#### 1. 本資金調達の目的及び理由

わが国の経済は、雇用・所得環境が改善等を背景に、インバウンド需要や個人消費等の回復の動きが見られました。一方で、為替の変動や海外紛争、米国の通商政策による景気の下振れリスクや物価上昇等も見られ、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の下、当社は、主力事業であるICT事業に経営資源を集中し注力することとし、2025年5月30日付「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、その新株式及び第12回新株予約権の発行により得た調達資金を活用して、当社の電子契約サービス「ベクターサイン」及びPayPayポイントのポイントモール「QuickPoint」の各サービスにおける契約社数及び会員数の拡大、ダウンロードによるソフトウェア販売の各種セールによる販売の強化を実施して参りました。また、新たな取組みとして、先進的なAI演算に対応可能な高性能サーバーを導入し、サーバーを自社で資産として保有しつつ、高度なノウハウを持つパートナー企業との協業による運用・管理を行い、設備投資と外部環境を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制という拡張性の高い事業モデルを実現することを目的として「AIインフラ事業」に本格的に参入する準備を進めて参りました。なお、当該新株式による調達資金につきましては、広告費及び販売促進費11百万円、高性能サーバーの購入資金132百万円、借入金の返済資金100百万円、運転資金123百万円、AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金104百万円として活用しております。また、当該第12回新株予約権につきましては、37,600個(3,760,000株)のうち20,441個(2,044,100株)が行使され、払込金271百万円のうち、一部をAIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金として活用しております。

しかしながら、「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費等、各々費用対効果を検証するため当初の予定より拠出額を抑えたことから、想定した売上及び利益が計画通りに進まなかつたこと、及び「AIインフラ事業」の一つである高性能サーバーのレンタル事業におけるサービス開始について、充分なサーバーのテスト期間を設ける必要があることから、サービス開始時期を来期以降(2026年4月からのサービス開始を目指す)とすることが望ましいと判断したこともあり、2026年3月期中間期の業績では、売上高46百万円(前中間期比16.4%減)、営業損失272百万円(前中間期は334百万円の営業損失)、経常損失305百万円(前中間期は333百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失301百万円(前中間期は331百万円の中間純損失)、また、2026年3月期第3四半期の業績においても、売上高69百万円(前第3四半期比38.5%減)、営業損失422百万円(前第3四半期は443百万円の営業損失)、経常損失452百万円(前第3四半期は437百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失448百万円(前第3四半期は436百万円の四半期純損失)を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないことから、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いております。

そこで、上述のような現状の下、当社の収益の回復・向上を図るためにには、ICT事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金の確保が喫緊の課題です。

当社といたしましては、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状を鑑みると、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当該必要資金の引受先として、投資会社及び投資家等を模索して参りました。

今回、当社の経営方針にご理解ご賛同頂ける引受先となる割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

## 2. 本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、当社といたしましては、ICT事業におけるビジネスモデルの再構築による新たな収益基盤の確保は急務であるものの、未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、当社の財務状況も脆弱と言わざるを得ません。この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、中でも、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

### (A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益基盤を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況から、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

### (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

### (C) ライツ・オファリング

ライツ・オファリングには、コミットメント型ライツ・オファリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの)とノンコミットメント型ライツ・オファリング(コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの)があり、このうち、コミットメント型ライツ・オファリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

### (D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについて、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定期であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

### (E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができるなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合と比較してより大きいといえます。そのため、第三者割当による全量新株式の発行は断念し、新株予約権を組み合わせた資金調達を行うこととしました。

(G) 第三者割当による全量新株予約権の発行

第三者割当による全量新株予約権の発行は、権利行使に応じて段階的に希薄化が生じるため、新株式の発行の場合と比べて株主の皆様や株式市場に対する影響を軽減できるというメリットがあるものの、当社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

(H) MSワラント又はMSCB

株価に連動して行使(転換)価額が修正される新株予約権(いわゆるMSワラント)や転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、将来的な市場株価の変動によって行使(転換)価額が修正されるところ、行使(転換)価額の下方修正がなされた場合には、MSワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があること、MSCBにおいては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することとしました。

(I) 本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権の発行)

本資金調達方法は、以下(本資金調達方法のデメリット)のとおり、新株予約権部分については行使が進まない可能性があるものの、新株式の発行部分については、株式価値の希薄化が生じるもの当面の必要資金を確実に調達することが可能であり、全量を新株式の発行による場合と比較して希薄化の影響を抑えつつ、当面の資金需要に対応して当社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、本新株予約権の発行は、以下(本資金調達方法のメリット) のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮したものであるとともに、以下(本資金調達方法のメリット) のとおり資金調達の柔軟性を持たせた設計となっていることから、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることにより、当社の資金需要と株式の希釈化の双方に配慮したスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。

(本資金調達方法のメリット)

株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額(発行価額)と同額で割当予定先から当社が取得する事が可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

(本資金調達方法のデメリット)

新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、23,699,700株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

### 3. 調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計3,772百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

#### 本新株式により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
AIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金	322百万円	2026年4月～2028年3月
合計	322百万円	

#### 本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK等費用	3,450百万円	2026年4月～2029年3月
合計	3,450百万円	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

#### (1) 当社の事業の状況

当社の事業領域であるソフトウェア業界及び情報サービス産業においては、国内労働力人口の減少等に伴うビジネス環境の変化や不確実性への対応を目的として、企業・行政のDXに対する意欲が高まっていることからIT投資は引き続き増加傾向にあり、特にAI技術は、社会インフラとしての重要性が増し、あらゆる領域への浸透が進んでおります。

このような環境の下、当社は「インターネットを通じて多くの人々の生活をより便利に、より楽しくするサービスの創造」という理念のもと、2025年5月30日付「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」及び2025年10月24日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を行いました。当該調達資金を活用し、ICT事業において先進的なAI演算に対応可能な高性能サーバーの導入を進めており、現在、AIインフラ事業の本格稼働に向けた運用・保守体制の構築及びシステム環境の整備を鋭意進めています。

AIインフラ事業は、これからICT社会の基盤を支える事業であり、当社の社会的役割を果たすとともに、中長期的な企業価値向上を牽引する最重要事業と位置づけております。高性能サーバーの導入は、インフラ事業の立ち上げのみならず、祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業等の既存事業においても、AI技術や関連コンテンツを活用したビジネスモデルの再構築を促し、サービスの進化及び拡充を実現する基盤となります。

近年、生成AIや大規模言語モデル(LLM)の急速な普及に伴い、産業界全体でAI導入が進展し、それを支える演算リソースへの需要は飛躍的に拡大しております。しかしながら、高度なAI活用に必要な計算環境の供給は世界的に不足しており、日本国内においても、多くの企業や研究機関等において、演算リソースの確保が開発や事業化のボトルネックとなっている状況が見受けられます。

当社は、こうした市場環境を成長の機会と捉え、自社で高性能サーバー資産を保有するとともに、高度な運用ノウハウを持つパートナー企業との協業体制を構築しております。設備投資と外部の専門知見を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制により、市場需要に即応した拡張性の高い事業モデルを実現して参ります。

事業開始の初期段階においては、当社が保有する高性能サーバーによるAI演算リソースを、AIスタートアップ、研究機関、医療機関、金融機関、及びエンタープライズ企業等を対象に提供するコロケーションサービス、又は当社が保有しないビジネスモデルでのGPU as a Service(GPUaaS)型での提供による収益化を見込んでおります。

当社が、法人顧客等からの大容量かつ継続的な計算資源需要に対し、安定的な供給体制とサービス水準を担保するためには多くの高性能サーバーを確保する必要があります。また、複数顧客ヘリソースを並行提供し、利用変動リスクを分散させるための「商用稼働用」と常時安定稼働を保証するための「保守・検証用予備機」がインフラ基盤として必要になります。なお、当社の想定する収益につきましては、1セット(50コンピュートユニット)あたり1ユニットの月額単価を250万円、想定稼働率を80%とする標準シナリオを設定し、1セットの商用稼働により年間12億円(月間売上1億円×12ヶ月)の売上を見込んでおります。また、需要低迷等を想定したワーストシナリオ(稼働率50%、月額単価200万円)においても年間6億円の売上を見込み、減価償却費等の固定費を一定程度カバー可能な事業構造としております。一方で、需要が上振れするベストシナリオ(稼働率95%、月額単価280万円)では年間約16億円を見込んでおります。

当社は、AIインフラ事業の拡大に向け、さらに高性能サーバーの導入を進めることといたしました。当該サーバーの選定にあたっては、以下の優位性を評価し採用に至りました。

#### AI開発における経済合理性の向上

生成AIやLLMの開発には膨大な計算リソースが必要とされ、コスト負担が課題となっております。導入する高性能サーバーは、従来のGPUベースのインフラと比較して高い処理効率を有しており、開発コストの最適化及び経済的負担の軽減に寄与するものと考えております。

#### エネルギー効率の最適化

データセンターの電力消費増大が社会課題となる中、当該サーバーは従来のアーキテクチャと比較してエネルギー効率の高い計算処理を実現しております。これにより、運用コストの抑制とともに、環境負荷の低減にも貢献する持続可能なインフラ提供が可能となります。

#### 高度なセキュリティ技術の実装

AI開発において機密情報の保護は最優先事項です。当該サーバーは、データを暗号化したまま計算処理を行う「完全準同型暗号(FHE)」技術の実装に対応しており、金融・医療等の機密性の高いデータを扱う領域においても、高いセキュリティレベルを担保したAI運用が可能となります。

今後は、演算リソースの提供に加え、パートナー企業との連携によるソリューションサービスの展開も視野に入れております。当社のAIインフラを活用することで、顧客企業のAI導入・運用を支援し、国内におけるAI活用の裾野拡大に貢献するとともに、自治体等との連携を通じて地域課題の解決やデジタル社会の基盤構築にも寄与して参ります。

また、AIインフラ事業を通じて獲得した知見やリソースを活用し、当社の祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業を進化させ、AI時代における新たな市場ポジションの確立を目指します。

祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業は、長年にわたり当社の事業基盤を支えて参りました。「Vector」ブランドが築き上げてきた信頼、11.5万本に及ぶソフトウェアライブラリ、そしてクリエイター(開発者)とのネットワークは、他社が容易に模倣できない重要な無形資産です。これらの資産をAI時代のニーズに合わせて再定義し、新たなビジネスモデルの基盤として活用いたします。

当社のターゲットとするAIGC(AI生成コンテンツ)市場は、企業のDX推進やAI技術の進化により急速な拡大が見込まれており、2032年には1.3兆ドル規模へ成長すると予測されております。

#### AIGC市場について

- Bloomberg Intelligence市場調査レポート(2023年6月)：CAGR(年平均成長率)42%で成長し、AI技術の民主化により多様な産業でデジタルコンテンツ需要が急増すると予測。
- IDC Japan(2025年5月発表)・日本国内のIDC Japan(2025年5月発表)：日本国内のAIシステム市場は、2024年の1兆3,412億円から2029年には4兆1,873億円(CAGR 25.6%)へ拡大すると予測。
- IMARC Group(2025年9月発表)：日本の生成AI市場規模は、2033年までに36億9,750万米ドルへ成長(CAGR

17.50%) すると予測。

一方で、AIGC市場の拡大に伴い「権利関係の不透明さ(著作権リスク)」や「AI人材の不足」といった課題が顕在化しております。特に企業利用においては、コンテンツの真正性証明(C2PA(Coalition for Content Provenance and Authenticity)等への準拠)や、コンプライアンスを遵守したデータ利用が求められており、安全なAI活用環境の整備が急務となっております。

当社は、上場企業としての「社会的信用」、長年の「Vector」ブランドの運営実績、豊富な「ソフトウェア資産・決済ノウハウ」、及びAIインフラ事業が有する「セキュリティ技術(FHE等)」を統合し、AI技術者と企業をつなぐプラットフォーム「Vector Creators Market(ベクター・クリエイターズ・マーケット)」(以下、「本プラットフォーム」といいます。)の創出を目指します。ここでは、信頼性(権利保護技術の実装)と利便性を両立させ、安心してAIを活用できるエコシステムを構築いたします。

「Vector Creators Market」の中核となる「AIラボ」構想では、クリエイターに対し、高性能AIサーバーへのアクセス環境や最新AIモデル、学習環境を提供することを想定しております。また、作成されたコンテンツに対して来歴証明等の権利保護技術(MCPプロトコル等)を適用することで、技術的な付加価値を提供し、プラットフォームの利用促進を図ります。

本プラットフォームでは、クリエイターに対しては創作活動の支援やスキルアップ、収益化の機会を提供し、法人顧客に対しては権利関係がクリアなコンテンツの調達や実務能力を評価された高品質なAI人材のマッチング機会を提供することを計画しております。

当社の事業戦略の核は、「AIインフラ(技術基盤)」と「クリエイターエコノミー(人材・コンテンツ・販売)」の垂直統合にあります。インフラ提供を通じて創作活動を活性化させ、そこで蓄積されたデータやノウハウが人材マッチングの精度向上やコンテンツの信頼性担保につながるという、相互に価値を高め合う循環(フライホイール)の構築を目指します。

収益モデルとしては、AI人材のマッチングによる手数料、B2B(Business to Business)向け研修プログラムの提供、AIインフラ利用料、及びデジタルコンテンツ取引の手数料等を想定しております。

「Vector Creators Market」は、セキュリティと権利保護を重視した設計により、コンプライアンス要件の厳しいエンタープライズ企業等のB2Bニーズを取り込みます。「技術」と「信頼」を競争力の源泉として独自の市場地位を確立し、将来的にはVR(仮想現実)/AR(拡張現実)領域やグローバル市場への展開も見据えております。

今後、「Vector Creators Market」の構築に向けて、AIインフラ事業との連携を強化しつつ、権利保護技術の実装やマッチングアルゴリズムの開発を進め、また、事業推進に必要な専門人材の採用や外部パートナーとの連携を強化し、確実な実行体制を整備して参ります。

併せて、既存のICT事業についても「選択と集中」を進めます。電子契約サービス「ベクターサイン」は、AIやブロックチェーン技術を活用し、中小企業の課題解決に特化したサービスへの進化を図ります。一方、「Quick Point」事業につきましては、市場環境や収益性を総合的に勘案し、2025年度をもって事業活動を終了し、経営資源をAIインフラ及びCreators Market等の成長領域へ再配分することいたしました。

当社は、ICT社会の基盤を支える総合AIインフラ企業への転換を図り、持続的な成長と企業価値の向上、そして安全で豊かなデジタル社会の実現に貢献して参ります。

## (2) 各資金使途の詳細

### AIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金

AIインフラ事業における高性能サーバー等の運用・保守管理費用に69百万円並びに「Vector Creators Market」事業におけるAIシステム開発及びAI人材マッチング等で協業するパートナー企業に対する業務委託費80百万円、当社内において専門知識を有する人材確保のための人事費107百万円、演算環境及びAI人材を求めている企業・団体・研究機関等への広報及び営業活動費等66百万円を拠出すること目的とし、総合AIインフラ事業に係る事業資金として322百万円を調達することいたしました。

高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK等費用  
当社が総合AIインフラ事業を進めるために必要な高性能サーバーを追加導入すべく、概算費用として高性能サーバー本体2台(1セット)購入費182百万円、周辺機器及びネットワーク設備費用7百万円、設置費用2百万円、アプリケーション・SDK等費用62百万円等、サーバー2台(1セット)当たりに掛かる費用総額253百万円を複数台導入することを目的とし、高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK等費用として3,450百万円を調達することといたしました。

当社は、かかる事業資金による投資等によって、当社の事業領域であるICT事業における総合AIインフラ事業を展開することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

#### 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2024年4月30日
調達資金の額	96,000,000円
発行価額	1株につき120円
募集時における発行済株式総数	19,247,000株
当該募集による発行株式数	800,000株
募集後における発行済株式総数	20,047,000株
割当先	Seycastle Singapore Pte.Ltd. 800,000株
発行時における当初の資金使途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 90百万円
発行時における支出予定期間	2024年5月(90百万円)
現時点における充当状況	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金として90百万円を全額充当しております。

##### ・第三者割当の方法による新株予約権発行(第11回新株予約権)

払込期日	2024年4月30日
調達資金の額	447,885,000円 (内訳)新株予約権発行による調達額：3,885,000円 新株予約権行使による調達額：444,000,000円
発行価額	総額3,885,000円(新株予約権1個につき105円)
募集時における発行済株式数	19,247,000株
割当先	Seycastle Singapore Pte.Ltd. 37,000個
当該募集による潜在株式数	3,700,000株
現時点における行使状況	0株
発行時における当初の資金使途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 418百万円
発行時における支出予定期間	2024年5月～2026年4月(418百万円)
現時点における充当状況	新株予約権が未行使のため、全額未充当です。

なお、2025年5月15日付「第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第11回新株予約権は2025年5月16日をもって消滅しております。

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2025年6月16日
調達資金の額	500,080,000円
発行価額	1株につき133円
募集時における発行済株式総数	20,047,000株
当該募集による発行株式数	3,760,000株
募集後における発行済株式総数	23,807,000株
割当先	QUETTA合同会社 3,760,000株
発行時における当初の資金使途	広告費及び販売促進費 115百万円 高性能サーバーの購入資金 132百万円 借入金返済資金 100百万円 運転資金 123百万円
発行時における支出予定時期	2025年7月～2026年1月(115百万円) 2025年9月(132百万円) 2025年6月(100百万円) 2025年7月～2025年12月(123百万円)
現時点における充当状況	<p>2025年10月24日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、調達資金を拠出していくにあたり、既存事業である「ベクター サイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費について、各々費用対効果を確認するために当初の予定より拠出額を抑えながら当該費用対効果を検証することで、その結果を踏まえて拠出額を調整し、広告費及び販売促進費を抑えました。また、AIインフラ事業はICT社会の基盤を支える事業であり、当社の社会的役割を果たすとともに社会的意義を生み出すものとして、当社の将来を担う最重要的事業と位置づけ、さらに、当該事業を推進することによる派生効果として、既存事業において提供する各サービスの多様化及び品質の向上等も期待できるところから、高性能サーバー及び周辺機器の購入費、運用・保守管理に必要なシステム設計及び稼働環境確保のために協業するパートナー企業に対する業務委託費、専門知識を有する人材確保のための人事費、国内外において演算環境を求めている企業及び研究機関等への広報活動費等のAIインフラ事業に係る事業資金、及び既存事業である当社のITプラットフォームを活用したサービスの強化及び多様化に必要なシステムのリニューアル費用、契約社数の増加及びユーザーの獲得・活性化を図ることを目的とした広告費及び販売促進費、事業活動に必要な運転資金等の事業資金について、それぞれの進捗状況に応じて必要な時期及び必要な資金を検証しつつタイムリーに拠出することとし、資金使途に AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金を追加することで、資金の使途を一部変更いたしました。発行時における当初の資金使途及び AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金への充当状況は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>広告費及び販売促進費として115百万円のうち11百万円を充当しております。</p> <p>高性能サーバーの購入資金として全額充当しております。</p> <p>借入金の返済資金として全額充当しております。</p> <p>運転資金として全額充当しております。</p> <p>広告費及び販売促進費115百万円のうち104百万円を使途変更し、AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金として全額充当しております。</p>

・第三者割当の方法による新株予約権発行(第12回新株予約権)

払込期日	2025年 6 月16日
調達資金の額	506,434,400円 (内訳)新株予約権発行による調達額：6,354,400円 新株予約権行使による調達額：500,080,000円
発行価額	総額6,354,400円(新株予約権 1 個につき169円)
募集時における発行済株式数	20,047,000株
割当先	QUETTA合同会社 37,600個
当該募集による潜在株式数	3,760,000株
現時点における行使状況	2,044,100株
発行時における当初の資金使途	広告費及び販売促進費 273百万円 高性能サーバーの購入資金 198百万円
発行時における支出予定期	2026年 1 月～2027年 4 月(273百万円) 2025年10月～2027年 6 月(198百万円)
現時点における充当状況	上述しました理由により、資金の使途を AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金に変更いたしました。これに対する充当状況は以下のとおりです。 広告費及び販売促進費273百万円及び高性能サーバーの購入資金198百万円の合計471百万円を使途変更し、AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金(2025年12月～2026年11月)とし、2025年12月末までに28百万円を充当しております。

## 第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

中村哲也(以下、「中村氏」といいます。)

(2026年2月20日現在)

氏名	中村哲也
住所	東京都文京区
職業の内容	会社役員
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

Cantor Fitzgerald Europe(以下、「CFE」といいます。)

(2026年2月20日現在)

名称	Cantor Fitzgerald Europe
本店の所在地	5 ,Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5 HU
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland
資本金	81.2百万米ドル(12,568.948百万円)(2024年12月31日現在)
事業の内容	証券業
主たる出資者及びその出資比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998%
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

・CFEの概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。

・金額は便宜上、2026年2月19日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=154.79円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。

b. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当社独自による事業資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる投資会社及び投資家等を模索しておりました。

そのような中、当社は、従前から当社の事業アドバイザーであるITI社との間で、当社の現状及び今後のICT事業の強化方針について協議を行っておりましたが、事業を推進するための資金を提供して頂ける投資会社又は投資家等の紹介を依頼したところ、引受見込先として中村氏及びキャンターフィッジェラルド証券株式会社(所在地：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階、代表者：村田光央、以下、「CF証券」といいます。)の紹介を受けました。

中村氏は、関東・東北・北海道・ハワイにおいて136の施設の運営をしている東京都に本拠を置く医療法人の会長を務める資産家であり、現在も社会貢献に関わる事業や企業に投資を行っており、今回、AI関連事業の積極的な展開を計画している上場会社に対する投資として、第三者割当増資の引受けも十分に検討できるとのことでした。そこで、2025年10月にITI社の代表取締役である水野氏の紹介で、当社取締役の松本一郎が中村氏と面談を行い、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、当社のICT事業におけるAIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、当社のICT事業における総合インフラ事業を推進することによる社会貢献及び当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、中村氏の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、中村氏を本資金調達の割当予定先に選定いたしました。なお、中村氏からは、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、一定程度のディスカウント(10%を上限)での発行価額であれば新株式による引受けは可能である旨の説明があったことから、本資金調達のうち本新株式の割当予定先といたしました。

また、紹介頂いたCF証券の母体となるCantor Fitzgeraldグループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を持つグローバル金融サービスグループであり、7,000社以上の機関投資家とのネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門においては、AI市場を最注力分野の一つとしているとのことでした。そこで、2025年10月にITI社の代表取締役である水野氏の紹介で、当社取締役の松本一郎がCF証券と面談を行い、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、当社のICT事業におけるAIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、当社のICT事業における総合インフラ事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂き、Cantor Fitzgeraldグループの英国拠点であるCFEを斡旋して頂けることとなりました。また、CFEの資金運用及び投資先への関与方針についてCF証券を通じて伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、CFEを本資金調達のうち本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。なお、CFEからは、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、行使価額は発行決議日の前営業日終値と同値で新株予約権のみによる引受けであれば可能である旨の説明があり、当社といたしましても、グローバル市場において広範なネットワークを有し、AI市場における深い知見を有するCantor Fitzgeraldグループに属するCFEを選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるとの判断から、CFEの提案を受入れることといたしました。

c. 割り当てようとする株式の数

本新株式

中村氏： 2,633,300株

本新株予約権

CFE : 236,997個(目的株式数23,699,700株)

d. 株券等の保有方針

割当予定先である中村氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を中村氏から当社取締役の松本一郎が口頭での聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、本新株式の発行により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

また、当社は、中村氏より、払込期日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに関する確約書を徵取する予定です。

割当予定先であるCFEとは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、純投資であり、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、CFE又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの説明をCF証券から受けております。

CFEは、本新株予約権自体について、行使するまでは転売等の予定はありませんが、仮に譲渡する場合には当社取締役会で承認が必要となります。当社は、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が同社との間で締結する本新株予約権の引受契約に係る権利・義務について、譲渡に取締役会の承認が必要であるという制限を含め、譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

e. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、中村氏からは、2026年1月27日現在の銀行預金残高証明書を取得し、本新株式の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、割当予定先の資力は問題ないと判断しております。

また、CFEにつきましては、当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCFEの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使資金に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しております。なお、CFEのより直近の財産の状況を確認できる資料は受領しておりませんが、CFEは英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。)の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在においても、CFEの流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識をしておりません。加えて、CFEの属するCantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.が米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)に報告を行っているErnst & Youngによる監査済財務内容に基づき、2024年12月31日時点で4,532.8百万米ドルの金融資産を有していることを確認しております。また、CFEは、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、CF証券を通じて受けております。したがいまして、当社としては、割当予定先がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上述の口頭での報告結果で十分であると判断しております。

以上により、当社は本新株式及び本新株予約権の引受について払込資金に問題ないことに加え、本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

f. 割当予定先の実態

当社は、中村氏から反社会的勢力との関係がない旨の誓約書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関(リスクプロ株式会社 東京都千代田区九段南二丁目3番14号代表取締役 小板橋仁)に調査を依頼し、中村氏及び中村氏が会長を務める医療法人及び当該法人の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がない旨の調査報告書で確認している等、中村氏の関係者において反社会的勢力との関係がないことが確認できており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

また、CFEは、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。CFEはFCAの認可及び規制を受けており、英国において、FCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、CFEの関連会社であるCF証券が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、CFE及び当該会社の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、CFEの関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。

本新株式及び本新株予約権の行使の発行により交付された株式について譲渡制限はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

#### 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日(2026年2月19日)の東京証券取引所における普通取引の終値146円と同額を基準とし、1株132円(ディスカウント率9.59%)といたしました。発行価額の決定については、割当予定先から当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し一定程度のディスカウントの要望があり、割当予定先と協議いたしましたが、早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「第1 [募集要項] 5 [新規発行による手取金の使途]」に記載の資金が必要不可欠であり、当社からは有利発行とならないような発行価額についての説明を行う等交渉を進めた結果、割当予定先の発行価額のディスカウントに対する要望を日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づく範囲内で受け入れたものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均134.36円に対する乖離率は1.76%下方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均131.02円に対する乖離率は0.75%上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均130.20円に対する乖離率は1.38%上方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準値として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためあります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、以上のことから、当社監査役全員より、上記発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であるところ、当該終値は、現在の当社企業価値を最も適正に反映したものであると解することができるとしても、発行価額について、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案していること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、かかる算定根拠には合理性があることから、特に有利な発行価額には該当しないとする当社取締役会の判断は相当であるとして、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス社」といいます。)に依頼しました。ブルータス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(146円)、行使価額(146円)、配当率(0%)、権利行使期間(3年)、無リスク利子率(1.37%)、株価変動性(67.65%)、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提(当社は、基本的には割当予定先の権利行使を待つものとする。割当予定先は、株価水準に留意しながら株価が行使価額を上回っている場合は、新株予約権の行使を進めるものとする。算定においては同時に発行を予定している株式から売却を行い、株式の売却が完了した後に新株予約権の行使を行うものとする。但し、1度に行う権利行使の数は、1回あたり400個とし、権利行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。)を置いて評価を実施し、本新株予約権1個当たりの評価結果は74円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先と協議し、交渉を進めた結果、1個当たりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である74円と決定しました。なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、ブルータス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年2月19日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値146円といたしました。

行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均134.36円に対する乖離率は8.66%上方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均131.02円に対する乖離率は11.44%上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均130.20円に対する乖離率は12.13%上方となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのには、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額の算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられ、当該第三者機関による本新株予約権の評価単価の算定方法及び結果を記載した評価報告書において適用された基礎数値、当事者の行動及び評価ロジック並びにその他の採用数値はそれぞれ合理的ないしは適切であることから、当該評価報告書に記載された本新株予約権の評価単価と同額である本新株予約権発行価額は、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は2,633,300株(議決権数は26,333個)であり、2026年2月20日現在の当社発行済株式総数25,851,100株に対し10.19%(2026年2月20日現在の当社議決権個数257,209個に対しては10.24%)、本新株予約権の行使による発行株式数は23,699,700株(議決権数236,997個)であり、2026年2月20日現在の当社発行済株式総数25,851,100株に対し91.68%(2026年2月20日現在の当社議決権個数257,209個に対しては92.14%)です。これらから、本資金調達による希薄化の割合の合計は101.86%(2026年2月20日現在の当社議決権個数257,209個に対しては102.38%)となります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。さらに、本新株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もあり得ること、更には、当社の株式流動性は、過去2年間ににおける1日の平均売買出来高が約43万株と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

もっとも、前述の「第1【募集要項】5【新規発行による手取金の使途】(2)【手取金の使途】2.本資金調達方法を選択した理由 (I) 本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権の発行) 資金調達の柔軟性」に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の与信が向上し、金融機関等から低利の融資による調達が可能となる等、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株式の発行価額は1株当たり132円、本新株予約権の行使価額は1株当たり146円であり、これらは2025年3月期末の1株当たり純資産額11.91円を上回っております。よって、市場株価が安定して推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2023年3月期は 31.01円、2024年3月期は 50.06円、2025年3月期は 39.27円と安定的な収益計上が出来ておりません。調達した資金を「第1【募集要項】5【新規発行による手取金の使途】(2)【手取資金の使途】3.調達する資金の具体的な使途」記載のとおり活用し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たし、かつ、継続させることにより、1株当たり当期純利益の改善を経常化させることが可能であると考えております。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から独立した者として、当社外監査役である杉浦亮次氏(税理士)、中村信雄氏(弁護士)、柿本耕市郎氏(公認会計士)及び鈴木敏氏の4名によって構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。なお、当社の監査役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、6【大規模な第三者割当の必要性】に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により増加する議決権の数は263,330個であり、2026年2月20日現在の発行済株式総数25,851,100株の議決権の数である257,209個に対して102.38%の希薄化となります。

したがいまして、本第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%)
Cantor Fitzgerald Europe	5 ,Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5 HU			23,699,700	45.53
QUETTA合同会社	東京都新宿区西新宿 2 - 1 - 1	5,804,100	22.57	5,804,100	11.15
株式会社T's International	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 2	4,100,000	15.94	4,100,000	7.88
中村哲也	東京都文京区			2,633,300	5.06
株式会社エスパワール日本 橋	大阪府大阪市中央区本 町橋 8 - 6	2,000,000	7.78	2,000,000	3.84
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1 - 2 - 3	1,376,600	5.35	1,376,600	2.64
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	1,247,594	4.85	1,247,594	2.40
楽天証券株式会社	東京都港区南青山 2 - 6 - 21	657,700	2.56	657,700	1.26
株式会社YUKEN CREATION	香川県高松市木太町 3 5 5 4 - 1	616,000	2.39	616,000	1.18
三菱UFJ-eスマート証券株式 会社	東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5	484,100	1.88	484,100	0.93
計		16,286,094	63.32	42,619,094	81.87

- (注) 1. 2025年9月30日時点の株主名簿及びそれ以降2026年2月20日までの当社第12回新株予約権の行使状況をもとに算出した数値を基準としております。
2. 上記のほか、自己株式127,200株があります。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月20日時点の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株式2,633,300株(議決権数26,333個)及び本新株予約権の目的である株式の総数23,699,700株(議決権数236,997個)を加えて算出しております。なお、議決権の割合について、小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合にて計算しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2026年3月9日から2029年3月8日までの発行後3年間となっております。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。上記の数値は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の数値を示しております。
5. 本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 1. 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおりであります。

### (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当による本新株式の発行及び発行される本新株予約権の行使により増加する株式の数は合計26,333,000株、議決権の数は合計263,330個であり、2026年2月20日現在の発行済株式総数25,851,100株(議決権数257,209個)に対して、合計101.86%(議決権比率102.38%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 3. 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、AIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金並びに高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK等費用に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、事業成長を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、議決権の総数である257,209個の102.38%となり、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そこで当社は、本資金調達が既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性と相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、以下の内容の意見書を2026年2月20日に入手しております。

#### (意見の概要)

##### 1. 結論

本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当予定先の選定等はいずれも相当であると認められる。

##### 2. 必要性について

貴社は、主力事業であるICT事業に経営資源を集中し注力することとし、2025年5月30日付「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しているとおり、その新株式及び第12回新株予約権の発行により得た調達資金を活用して、貴社の電子契約サービス「ベクターサイン」及びPayPayポイントのポイントモール「QuickPoint」の各サービスにおける契約社数及び会員数の拡大、ダウンロードによるソフトウェア販売の各種セールによる販売の強化を実施してきた。また、新たな取組みとして、先進的なAI演算に対応可能な高性能サーバーを導入し、サーバーを自社で資産として保有しつつ、高度なノウハウを持つパートナー企業との協業による運用・管理を行い、設備投資と外部環境を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制という拡張性の高い事業モデルを実現することを目的として「AIインフラ事業」に本格的に参入する準備を進めてきた。なお、当該新株式による調達資金について、広告費及び販売促進費11百万円、高性能サーバーの購入資金132百万円、借入金の返済資金100百万円、運転資金123百万円、AIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金104百万円として活用しているとのことである。また、当該第12回新株予約権について、37,600個(3,760,000株)のうち20,441個(2,044,100株)が行使され、払込金271百万円のうち、一部をAIインフラ事業及び既存事業に係る事業資金として活用しているとのことである。

しかしながら、「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費等、各々費用対効果を検証するために当初の予定より拠出額を抑えたことから、想定した売上及び利益が計画通りに進まなかつたこと、及び「AIインフラ事業」の一つである高性能サーバーのレンタル事業におけるサービス開始について、充分なサーバーのテスト期間を設ける必要があることから、サービス開始時期を来期以降(2026年4月からのサービス開始を目指す)とすることが望ましいと判断しており、2026年3月期中間期の業績では、売上高46百万円(前中間期比16.4%減)、営業損失272百万円(前中間期は334百万円の営業損失)、経常損失305百万円(前中間期は333百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失301百万円(前中間期は331百万円の中間純損失)、また、2026年3月期第3四半期の業績においても、売上高69百万円(前第3四半期比38.5%減)、営業損失422百万円(前第3四半期は443百万円の営業損失)、経常損失452百万円(前第3四半期は437百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失448百万円(前第3四半期は436百万円の四半期純損失)を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないと判断したことから、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いていると認められる。

当該疑義を解消するため、貴社は、ICT事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保することが喫緊の課題と認識しており、新たな投資により展開される事業により収益を獲得する必要性が生じている。

そこで、貴社においては、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいことも鑑み、ICT事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行うための事業資金を投資会社及び投資家等からの調達により確保する必要性が高いと認められる。

以上に照らせば、本第三者割当増資は、ICT事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保することでビジネスモデルの再構築を行うことが可能となると考えられる。そして、AIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金並びに高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK等費用への支出はいずれも本プラットフォームの構築に向けた資金使途であり、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保するという目的に適うものであると考えられる。これらの資金使途に支出することでビジネスモデルの再構築を行うことで継続的かつ安定的な収益を獲得することにつながり、ひいては早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現することが可能となると考えられることから、貴社にとって必要であると認められる。

### 3. 相当性について

#### (1) 発行条件の相当性

##### ア 本新株式の発行価額

本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日である2026年2月19日の貴社株式の終値146円を基準とし、当該金額に対して9.59%のディスカウントをした価格である132円とすることが予定されている。

貴社の業績動向、財務状況、株価動向等を踏まえれば、これらを最も適正に反映していると考えられる直近の市場株価を参考とすることに不合理な点はなく、ディスカウント率についても、上記のようにビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金が必要不可欠な状況において、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されていることなどを踏まえると、9.59%のディスカウント率は不合理とはいえない。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる」としており、一般的にかかる指針の範囲内の発行価額であれば、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の貴社株式の終値に0.9を乗じた金額以上の金額であり、上記指針に準拠している。

以上の事情に照らせば、本新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

イ 本新株予約権の発行価額

貴社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者算定機関であるブルータス社に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼した。ブルータス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社の株価(146円)、行使価額(146円)、配当率(0%)、権利行使期間(3年)、無リスク利子率(1.37%)、株価変動性(67.65%)並びに貴社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果を74円と算定している。

当該算定結果は、貴社から独立した第三者算定機関であるブルータス社が、公正な評価額に一定の影響を及ぼす可能性のある前提条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定していることから、ブルータス社による算定結果は本新株予約権の合理的な公正価値と考えられる。

本新株予約権の発行価額74円は、ブルータス社の算定結果を参考として、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されたものであり、ブルータス社が算定した公正価値と同額である。

以上の事情に照らせば、本新株予約権の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

(2) 発行方法の相当性(他の資金調達手段との比較)

貴社は、ICT事業におけるビジネスモデルの再構築による新たな収益基盤を確保するために必要な事業資金を確保するために、本第三者割当増資により資金調達を行うことを予定している。

以下の点からすれば、貴社が、資金調達の方法として本第三者割当増資を選択することは、相当である。

ア 金融機関からの借入れ

貴社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、新規融資を受けることは困難と考えられる。

イ 公募増資

現在の貴社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと考えられる。

ウ ライツ・オファリング

コミットメント型ライツ・オファリングについては、現時点において貴社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社を見出すことは困難と考えられる。

また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、貴社は最近2年間ににおいて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

エ 非上場型の新株予約権の株主無償割当

既存株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難と考えられる。

オ 有償株主割当増資

直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難と考えられる。

カ 第三者割当による全量新株式の発行

一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較して大きいと考えられる。

キ 第三者割当による全量新株予約権の発行

貴社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明である。当面の資金需要については、新株式発行によって調達する必要がある。

ケ M S ワラント又はM S C B

株価に連動して行使(転換)価額が修正される新株予約権(いわゆるMSワラント)や転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、将来的な市場株価の変動によって行使(転換)価額が修正されるところ、行使(転換)価額の下方修正がなされた場合には、MSワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、MSCBにおいては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがある。

ケ 本第三者割当増資(第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行)

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることによって、本新株式の発行により当面の資金需要に対応して貴社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、同時に発行される本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こるが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えられる。

また、本第三者割当増資の検討にあたり、具体的に貴社が本新株式及び本新株予約権の割当予定先に求めた点として、貴社の経営方針及び貴社が行う事業に賛同頂けること、環境や状況の変化に応じて貴社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等があるところ、割当予定先との協議の結果、これらの貴社の要望を受け入れた上で本第三者割当増資に応じることが可能であるとの回答が得られている。結果として、本第三者割当増資は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れていると考えられる。

(ア)株式希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされている。また、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、MSCBのように当初の予定よりも発行される株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はない。これらにより、既存株主の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えられる。

(イ)資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、貴社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から貴社が取得することが可能となっている。これにより、貴社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となる。

以上より、資金調達方法に関しては、現時点において、本第三者割当増資の方法によることが相当と考える。そして、本第三者割当増資により、貴社株式には一定の希薄化が生ずるものの、増資の必要性、並びにこれが貴社の中長期的な企業価値の向上及びこれを通じた既存株主の利益に資すること等を踏まえれば、かかる希薄化の規模は合理的な範囲のものと判断する。

### (3) 割当先の相当性

貴社は、企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、貴社の主力事業であるICT事業を強化・拡大することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤が改善するという貴社の将来的な展望を理解頂き、貴社に賛同頂ける割当予定先を模索していた。そのような中、従前から貴社の事業アドバイザーであるITI社との間で、貴社の現状及び今後のICT事業の強化方針について協議を行っており、事業を推進するための資金を提供して頂ける投資会社又は投資家等の紹介を依頼したところ、引受見込先として中村氏及びCF証券の紹介を受けた。中村氏は、貴社の事業戦略及び資金ニーズに理解、賛同頂いているうえ、また、中村氏の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、関与方針について純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受け、貴社のニーズにも合っていることから資金調達の割当予定先に選定するに至っている。また、CF証券の母体となるCantor Fitzgeraldグループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を持つグローバル金融サービスグループであり、7,000社以上の機関投資家とのネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門においては、AI市場を最注力分野の一つとしているとのことである。CF証券を通じてCFEを斡旋いただき、貴社の今後の事業戦略として、貴社のICT事業におけるAIインフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、理解、賛同頂き、関与方針について純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受け、貴社のニーズにも合っていることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、AI市場における深い知見を有するCantor Fitzgeraldグループに属するCFEを選定することで、グローバル市場における貴社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるとの判断から資金調達の割当予定先に選定するに至っている。

中村氏からは、2026年1月27日現在の銀行預金残高証明を取得し、本新株式の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、中村氏の資力は問題ないと判断しているとのことである。また、CFEについては、貴社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCFEの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使資金に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断していることである。

さらに、貴社は、中村氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関に調査を依頼し、調査報告書を受領し、中村氏において反社会的勢力との関係がないことを確認している。また、CFEはFCAの認可及び規制を受けており、英国において、FCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、日本においては、CF証券が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けていることから、CFE及びCFEの役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断していることである。

以上より、割当予定先として中村氏及びCFEを選定することは相当であると認められる。

以上により、「本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当先の選定等はいずれも相当であると認められる」との意見書を受領しております。

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本資金調達の必要性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本資金調達について決議を行ったものであります。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第37期有価証券報告書及び半期報告書(第38期中)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第37期有価証券報告書(提出日2025年6月30日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 増減額(千円)	資本金 残高(千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年6月16日 (注) 1	3,760,000	23,807,000	250,040	2,093,803	250,040	1,432,800
2025年6月17日～ 2026年2月20日 (注) 2	2,044,100	25,851,100	137,659	2,231,462	137,659	1,570,460

(注) 1. 有償第三者割当 発行価額 1株当たり133円 資本組入額 1株当たり66.5円  
割当先 QUETTA合同会社

(注) 2. 第12回新株予約権の権利行使による増加であります。

#### 3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第37期有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

##### 1 [ 提出理由 ]

当社は、2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 [ 報告内容 ]

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業活動の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)について、事業目的の整理・変更を行うものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、轟木一博氏、松本一郎氏、田邊秀彰氏、吉田修氏、菅原聰子氏、竹村滋幸氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、中村信雄氏、柿本耕市郎氏を選任するものであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役である中野明安氏及び中嶋俊明氏に対し、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈するものであります。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	84,745	821	-	(注) 1	可決 99.04
第2号議案 取締役6名選任の件					
轟木一博	84,385	1,181	-		可決 98.62
松本一郎	84,249	1,317	-	(注) 2	可決 98.46
田邊秀彰	84,399	1,167	-		可決 98.64
吉田修	84,395	1,171	-		可決 98.63
菅原聰子	84,158	1,408	-		可決 98.35
竹村滋幸	84,343	1,223	-		可決 98.57
第3号議案 監査役2名選任の件				(注) 2	
中村信雄	84,450	1,116	-		可決 98.70
柿本耕市郎	84,457	1,109	-		可決 98.70
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労 金贈呈の件	84,049	1,517	-	(注) 3	可決 98.23

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年1月9日提出の臨時報告書)

#### 1 [ 提出理由 ]

当社は、代表取締役社長である轟木一博氏より代表取締役を辞任したい旨の申し入れがあり、これを受理いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 [ 報告内容 ]

異動となる代表取締役の氏名、役職名及び生年月日

代表取締役でなくなる者(辞任)

氏名	新役職名	旧役職名	生年月日	所有株式数
轟木一博		代表取締役社長	1975年10月16日	株

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第38期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)

A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社ベクターホールディングス  
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区

公認会計士 大 潤 秀 樹

### ＜連結財務諸表監査＞

#### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベクターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベクターホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度の連結財務諸表において763,804千円の大幅な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローも1,214,482千円と大幅なマイナスとなっており、当連結会計年度においても574,044千円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローも187,580千円と大幅なマイナスとなっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

1.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月30日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式の発行及び第12回新株予約権の募集を行うことを決議している。

2.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は不動産売買取引に関連して、2025年6月9日付で株式会社Virtual Wall社から違約金の支払いを求める違約金等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

合同会社アワーファームに対する短期貸付金の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、短期貸付金を200,000千円計上しており、総資産の56.5%を占めている。当該短期貸付金200,000千円は、合同会社アワーファームに対する短期貸付金である。</p> <p>第2【事業の状況】4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（経営成績等の状況の概要）「（1）業績」に記載されているとおり、プランテーション事業への投資として、合同会社アワーファームへの短期貸付金200,000千円に対し、貸倒引当金繰入額100,000千円を計上している。</p> <p>マレーシアにおけるプランテーション事業への投資に係る短期貸付金に関連して、金額の重要性があり、貸倒引当金計上額については経営者による主観的な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査人は、合同会社アワーファームに対する短期貸付金の計上額の妥当性と貸倒引当金の評価の合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規プロジェクトの承認手続及び貸付金の資産評価と貸倒引当金の計上に関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> <li>・合同会社アワーファームの貸付金の金銭消費貸借契約書と取締役会議事録を閲覧・吟味するとともに、送金状況について証憑と突合した。</li> <li>・合同会社アワーファームへの資金の送金状況を確認した。</li> <li>・合同会社アワーファームの決算書を確認した。</li> <li>・合同会社アワーファームの親会社である株式会社マイファームの連帯保証契約書を確認するとともに、株式会社マイファームの決算書を確認した。</li> <li>・経営管理者等への質問を行い、事業内容、事業計画について確認を行ない、短期貸付金の経済合理性及び取引価額の妥当性と回収可能性、貸倒引当金の算定方法の適切性と十分性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ベクターホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査人は、株式会社ベクターホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は43,200千円であり、非監査業務に基づく報酬の額はない。

なお、日本公認会計士協会の倫理規定に定める報酬依存度は、2024年3月31日終了した事業年度より継続して15%を超えている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年 6月27日

株式会社ベクターホールディングス  
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所 公認会計士 柴 田 洋  
大阪市中央区

大瀧公認会計士事務所 公認会計士 大 潤 秀 樹  
東京都北区

### ＜財務諸表監査＞

#### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベクターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベクターホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に750,559千円、当事業年度に457,154千円の大幅な営業損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月30日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式の発行及び第12回新株予約権の募集を行うことを決議している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は不動産売買取引に関連して、2025年6月9日付で株式会社Virtual Wall社から違約金の支払いを求める違約金等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

## 合同会社アワーファームに対する短期貸付金の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、貸借対照表上、短期貸付金を200,000千円計上しており、総資産の57.5%を占めている。当該短期貸付金200,000千円は、合同会社アワーファームに対する短期貸付金である。</p> <p>第2〔事業の状況〕4〔経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕（経営成績等の状況の概要）「（1）業績」に記載されているとおり、プランテーション事業への投資として、合同会社アワーファームへの短期貸付金200,000千円に対し、貸倒引当金繰入額100,000千円を計上している。</p> <p>マレーシアにおけるプランテーション事業への投資に係る短期貸付金に関連して、金額の重要性があり、貸倒引当金計上額については経営者による主観的な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査人は、マレーシアにおけるプランテーション事業への投資として、合同会社アワーファームに対する短期貸付金の計上額の妥当性と貸倒引当金の評価の合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規プロジェクトの承認手続及び貸付金の資産評価と貸倒引当金の計上に関して内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> <li>・合同会社アワーファームの貸付金の金銭消費貸借契約書と取締役会議事録を閲覧・吟味するとともに、送金状況について証憑と突合した。</li> <li>・合同会社アワーファームへの資金の送金状況を確認した。</li> <li>・合同会社アワーファームの決算書を確認した。</li> <li>・合同会社アワーファームの親会社である株式会社マイファームの連帯保証契約書を確認するとともに、株式会社マイファームの決算書を確認した。</li> <li>・経営管理者等への質問を行い、事業内容、事業計画について確認を行ない、短期貸付金の経済合理性及び取引価額の妥当性と回収可能性、貸倒引当金の算定方法の適切性と十分性を検討した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社ベクターホールディングス  
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.  
大阪府大阪市

指定社員 堤 淳  
業務執行社員

指定社員 横山 裕昭  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベクターホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベクターホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度に574,044千円の大幅な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローも187,580千円と大幅なマイナスとなっている。また、当中間連結会計期間においても272,687千円の営業損失及び407,030千円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に関する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2.XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。